

施策マネジメントシート(30年度目標達成度評価)

シート1 作成日 令和元年7月16日  
更新日 令和 年 月 日

施策体系

政策名(基本方針)	3	教育の健康	施策名	12	人権が尊重される社会づくり
-----------	---	-------	-----	----	---------------

施策統括部	教育部	関係課	総務課
施策主管課	人権啓発教育課		

1 施策の目的と指標

対象	市民	意図	人権が尊重されている
----	----	----	------------

成果指標

名称		単位
A	過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合[市民アンケート]	%
B		
C		
D		

2 指標等の推移

成果指標	26年度現状値	数値区分	28年度	29年度	30年度	1年度	評価	背景として考えられること	
A	%	14.6	成り行き値	14.6	14.6	14.6	14.6	○	年度によって数値の増減はあるが、インターネットやマスコミ報道等による人権に関する意識の高まりの中で、啓発・教育事業の成果が表れたのではないかと考えられる。
			目標値	14.3	14.0	13.7	13.4		
			実績値	12.7	15.1	12.7			
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						

※【評価】 ○;目標達成 △;目標をほぼ達成(-5%) ×;目標を未達成

事務事業数・コスト			28年度	29年度	30年度	1年度
事務事業数		本数	38	40	40	
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0
		都道府県支出金	千円	3,190	5,610	7,429
		地方債	千円	0	0	0
		その他	千円	175	175	142
		繰入金	千円	0	0	0
		一般財源	千円	35,675	29,272	27,597
事業費計 (A)		千円	39,040	35,057	35,168	
(A)のうち指定経費		千円	9,590	9,938	9,757	
(A)のうち時間外、特殊勤務手当		千円	164	220	174	
人件費	延べ業務時間		時間	8,830	11,392	11,962
	人件費計 (B)		千円	32,998	45,065	47,144
トータルコスト(A)+(B)		千円	72,038	80,122	82,312	

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

【1】施策の方針

人権に関する理解と人権感覚を育てる取り組みにより、自分の人権を守り、他者の人権を守るという意識を養うとともに、生きる力としての人権感覚をもつ人を育み、人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりの推進を図るため、次の方針を設定します。

・市人権教育・啓発基本計画に基づき、人権を尊重する意識を高揚し、人権問題(同和問題、ハンセン病問題、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、SNS、LGBT性的少数者の問題、その他様々な人権問題)の解消を引き続き図ります。

・すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動します。

【2】協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

・市民は、人権について理解を深め、人権を尊重し、近隣住民とのコミュニケーションを図ります。

・事業所は、一人ひとりの人権を尊重し、人権について正しい理解と認識を深めるための学習機会を設けます。

・事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを充実します。

・地域・団体は、人権意識を高めるために、継続的な人権学習に取り組みます。

・事業所、地域、団体は、女性の役職登用を進めます。

・事業所は、男女が共に働きやすい職場づくりに努めます。

・市民、地域、団体は、男だから、女だからという旧来からの固定的な意識や考えを見直します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

・市は、市民への人権教育啓発を関係機関と連携して進めます。

・市は、社会、学校教育での人権学習、交流機会を提供します。

・市は、関係機関と連携して人権相談の充実を図ります。

・市は、人権学習を行う地域・団体への活動を支援します。

・市は、児童相談所、警察、民生委員、学校その他関係機関との連携による虐待防止対策にさらに取り組みます。

【3】成果指標の目標設定とその根拠(上段)・成果指標の測定企画(下段)

A	過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合について、成り行き値は、平成26年度の実績を踏まえて、平成31年度で14.6%と設定しました。 前期総合計画に引き続き、講演会、研修、学習会等による人権啓発活動の推進、「人権教育推進協議会」各部会による啓発の推進、人権相談体制の充実により、人権問題への理解が深まると考え、目標値を平成31年度で13.4%と設定しました。


C	

D	

**[4] 施策の現状と今後の状況変化**

- ・平成26年度に人権教育・啓発基本計画の見直しを行いました。今後、計画に基づく講演会、研修会や学習会等を通して、人権問題に対する認識が深まっていくと考えられます。
- ・ハンセン病問題基本法が平成20年6月に成立しました。
- ・平成20年11月に実施された「ハンセン病市民意識調査結果」では、菊池恵楓園の認識度が低いと報告されています。
- ・平成21年10月、菊池恵楓園将来構想検討委員会で将来構想を策定しました。
- ・他地域からの転入により人口が増える中で、平成25年度に実施した「人権意識に関する市民アンケート調査」から人権に関する意識も多様になってきていることが伺えます。
- ・インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷などの人権侵害が増えていますが、今後も増加すると考えられます。

**[5] この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？**

(平成30年度(平成29年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- ①人権問題は他人事と捉えず、自らの問題と認識される教育を行うこと
- ②女性の役職登用については、行政自らリーダーシップを取ること

(平成30年度(平成29年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ①菊池恵楓園との連携により、ハンセン病に対する正しい知識普及に努めること
- ②人権啓発の機会を増やす取り組みを推進すること
- ③学校教育の中でさらなる人権教育・啓発に努めること

**4 施策の評価**

**[1] 施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)**

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1)平成30年度の経営方針からの振り返りは、以下のとおり。

- ①「人権尊重についての理解を深めるため「合志市人権教育・啓発基本計画」に基づき、あらゆる機会を通じた効果的な人権教育・啓発を推進する。」については、行政、学校、企業、民間団体、家庭や地域などに対して、各種研修会等の参加を促し、また、人権教育指導員等による「出前人権歌声喫茶」、啓発チラシ、広報等により、様々な場や機会をつくり、人権教育・啓発を推進した。
- ②「「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」「ハンセン病問題解決促進法」に基づき、国・県・各種団体と連携を図り、人権教育・啓発を推進する。」については、それぞれの法に謳われている課題に基づき、「人権フェスティバル」や「人権フォーラム2019in合志市」等において「インターネットと部落差別と題しての講演会」、「支援学校と連携した啓発展示」、「国等の支援によるハンセン病問題啓発事業の実施」等に取り組み、人権教育・啓発を推進した。
- ③「市民意識調査や行事ごとのアンケート等により、市民の声を反映した啓発・教育イベントの実施、広報等による啓発教育資料配布等を行い、市民参画の啓発・教育を推進する。」については、各種事業においてアンケートを実施し、講師選定等の参考として、人権教育・啓発を推進した。また、平成30年度合志市人権意識に関する市民アンケート調査を実施したので、今後の人権教育・啓発につなげていく。
- ④「人権教育推進協議会の各部会活動を充実させ、幼年期から高齢者まで一貫した人権教育・啓発に努める。」については、同協議会総会において、社会教育部会、学校教育部会、就学前教育部会、企業部会の各代表や関係団体に対して、部会活動費の活用と人権三法の具現化等を確認し、各部会で研修会等の人権教育を推進した。
- ⑤「「第3次男女共同参画推進計画」に基づき男女の差別のない社会づくりに向けた啓発を推進する。」については、平成29年3月策定の「第3次男女共同参画推進行動計画(平成29年度から33年度までの5年間)」に基づき、現状改善や意識の高揚・浸透を図るため、啓発イベント事業の実施、啓発情報誌発行など市民への啓発を進めた。また、各種事業の実施にあたっては、合志市男女共同参画推進懇話会会議において内容等の検討を行い実施に取り組んだ。

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、平成30年度施策の成果を向上させるために貢献した事務事業として、ハンセン病啓発事業、合生文化会館主催講座等実施事業、人権ふれあいセンター主催講座等実施事業、人権フェスティバル開催事業、解放子ども会学習会開催事業、男女共同参画社会推進事業があげられた。

**【2】施策の課題**

- ・講演会、研修会、学習会等を通じた市民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。
- ・関係団体との連携促進と、人権教育・啓発の推進を図ります。
- ・市人権教育・啓発基本計画に基づいた一つひとつの課題を、今後も啓発等を通して認識を深めていきます。
- ・菊池恵楓園の将来構想に基づく市民への学習機会の提供を図ります。

**5 施策の30年度結果に対する審査結果**

**① 政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて 7月22日・23日)**

- ①ハンセン病問題については、国・県・市で連携を図り、人権教育・啓発を行っていくこと。
- ②部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法に基づく取り組みを推進すること。
- ③行政の責務として人権教育・啓発を行っていくこと。
- ④インターネット・SNS等による差別や中傷をなくすために学校と連携し、教育・啓発に取り組んでいくこと。

**② 総合政策審議会での指摘事項(令和元年8月8日、20日、29日まとめ)**

- ①人権問題に関する相談窓口体制の充実を図ること
- ②人権教育(学習)の機会を提供し、さらなる人権啓発に努めること
- ③学校教育の中でさらなる人権教育・啓発に努めること

**③ 議会の行政評価における指摘事項(令和元年9月10日)**

- ①女性の役職登用については、行政自らリーダーシップを取ること
- ②広域的な人権尊重のまちづくりに取り組むこと(パートナーシティ締結等)
- ③行政職員や市民の人権意識の向上を図るため、イベント等への参加者を増やす工夫を行うこと

**6 次年度に向けた取り組み方針**

**● 政策推進本部 令和2年度合志市経営方針(令和元年9月27日)**

- ①「部落差別解消推進法」「ハンセン病問題基本法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」等に基づき、国・他自治体・各種団体と連携を図り、人権教育・啓発を推進する。
- ②「部落差別等をなくし人権を守る条例」、「人権教育・啓発基本計画」等に基づき、社会の情勢を踏まえ、インターネットによる人権侵害やLGBT等の新たな人権問題の解消も目指すため、あらゆる機会を通じた効果的な人権教育・啓発を推進する。
- ③市民の声を反映した人権教育・啓発イベントの実施、広報等による啓発教育資料配布等を行い、市民参画の人権教育・啓発を推進する。
- ④「第3次男女共同参画推進行動計画」に基づき、男女共同参画の実現に努める。